

農林水産業・地域の活力創造プラン

平成 25 年 12 月 10 日決定

平成 26 年 6 月 24 日改訂

平成 28 年 11 月 29 日改訂

平成 29 年 12 月 8 日改訂

平成 30 年 6 月 1 日改訂

平成 30 年 11 月 27 日改訂

令和元年 12 月 10 日改訂

令和 2 年 12 月 15 日改訂

令和 3 年 12 月 24 日改訂

農林水産業・地域の活力創造本部

目 次

I	はじめに	2
II	基本的考え方	4
III	政策の展開方向	6
	1. 国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進	6
	2. 農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策の展開）	7
	3. スマート農業の推進	8
	4. 6次産業化等の推進	9
	5. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	10
	6. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	12
	7. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進	12
	8. 更なる農業の競争力強化のための改革	14
	9. 人口減少社会における農山漁村の活性化	15
	10. 農業の生産基盤強化のための新たな政策展開	17
	11. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理	18
	12. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化	19
	13. 東日本大震災からの復旧・復興	20
	14. ポストコロナに向けた農林水産政策の強化	21
IV	政策の実行とフォローアップ	22
V	具体的施策	23

I はじめに

我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している。農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66歳となっている。耕作放棄地は、この20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっている。

これを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題である。

こうした課題の解決に向けては、政府一体となった包括的な検討が必要であることから、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、農林水産業・地域の活力創造本部を設置した。

当本部では、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、以下の3点を基本として検討することとした。

- 1 農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、我が国全体の成長に結びつけるとともに美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこと。
- 2 消費者の視点を大切にし、農林水産業者が経営マインド（経営感覚）を持って生産コストを削減し収益の向上に取り組む環境を創り上げること。
- 3 チャレンジする人を後押しするよう、規制や補助金などの現行の施策を総点検し、農業の自立を促進するものへと政策を抜本的に再構築すること。

本プランは、その検討の成果を我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめたものである。

(決定・改訂の経緯)

- ・ 平成 25 年 12 月、プランとりまとめ。
- ・ 平成 26 年 6 月、規制改革会議及び産業競争力会議における議論を踏まえた検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成 28 年 11 月、一層の農業の成長産業化に向けた改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成 29 年 12 月、農業・林業・水産業の更なる成長産業化に向けた改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成 30 年 6 月、水産政策改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成 30 年 11 月、農業・林業の更なる成長産業化に向けた改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 令和元年 12 月、農業の生産基盤強化のための新たな政策展開に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 令和 2 年 12 月、新たな輸出目標の実現に向けた当面の戦略に関する検討の結果等を追加して改訂。
- ・ 令和 3 年 12 月、みどりの食料システム戦略に関する検討の結果等を追加して改訂。

Ⅱ 基本的考え方

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源などすばらしい潜在力を有している。また、我が国の農林水産業の生産額は、世界で10指に入っており、まさに世界的レベルの産業と言っても過言ではない。

世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし、次のような施策を大胆に展開していく。

経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める。併せて、農地の集約化等による生産コスト・流通コストの低減等を通じた所得の増加を進め、農林水産業の自立を図る観点から現行施策を見直す。これらを一体として進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する。

また、「強い農林水産業」とともに「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、農林水産業と地域の活性化を表裏一体で進めていくことは重要であり、美しい棚田などの良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めるとともに、森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

これらの産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチ

ェーン)の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが農林水産行政の方針である。

その成果を国民全体で実感できるものとすべく、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していく。

Ⅲ 政策の展開方向

1. 国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進

世界の飲食料市場の規模は、2015 年の 890 兆円から 2030 年には 1,360 兆円と約 1.5 倍に増加すると予測されている。「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、海外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつけるため、政府は、当本部において 2016 年 5 月にとりまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者の意欲的な取り組みが行われるよう、各般の施策を推進してきた。また、2019 年 4 月には、農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議を設置し、同会議における議論を踏まえて「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第 57 号）が制定され、同法に基づき、政府一体となって輸出先国・地域との規制に係る協議等を行う体制を整備するなど、輸出促進の取組を進めてきた。

さらに、2020 年 12 月には、関係閣僚会議での議論を踏まえて「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（別紙 10）を策定し、輸出力の強化に取り組んできた。この結果、我が国の農林水産物・食品の輸出額は、2021 年には、1 兆円を突破した。

今後、2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円とする農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けて、改訂後の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出促進法等の改正を検討し、マーケットインの発想に立って改革を更に進め、強力に取り組んでいく。

<目標>

- 農林水産物・食品の輸出額について、2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円とする目標を掲げ、具体策を実施・検討

<展開する施策>

農林水産物・食品の輸出促進（日本の強みを最大限に発揮するための取組、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服するための対応の強化等）

2. 農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策の展開）

国内外で重要性が高まっている気候変動等に適切に対応して、持続的な食料システムを構築することが急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向けて、2021年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」（別紙11）に基づく取組を強力に推進していく。

<目標>

- みどりの食料システム戦略の実現に向け、温室効果ガス排出量に関し、2030年までに排出削減対策として0.2%（慣行の6%削減。省エネ施設の導入によりCO₂削減、水田メタン削減等）、吸収源対策として3.3%（森林吸収源対策等）を達成
- 2023年度までに国内重要病害虫全てについて、農薬に頼らない病害虫防除に転換していくための指針を国が策定
- 2022年度に地域の栽培暦（600地区）の総点検を実施し、2024年度までに主要品目の栽培暦の見直しを実施
- 2030年度までに有機農業を推進する自治体（オーガニックビレッジ）を全市町村の1割以上とする
- 2030年までにエリートツリーなど成長に優れた苗木を苗木全体の3割に拡大（2019年：288万本）
- 2030年までに漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復（2018年：331万トン）

<展開する施策>

- 生産者、事業者、消費者等の関係者が戦略の理念を共有し、行動変容を促すため、戦略の基本理念等を法定化するとともに、化学農薬・肥料の低減、有機農業などに取り組む生産者や地域ぐるみの活動、新技術の開発・普及などに取り組む機械・資材メーカー等の活動を認定する法制度を創設
- 上記の法制度の整備を前提に、ピンポイント農薬散布ドローンやたい肥の製造施設等、環境負荷低減に必要な機械・施設等の導入を促進する投資促進税制を創設

- 全国的に農薬に頼らない病虫害防除への転換を果たすため、病虫害の発生予防を中心とした総合的な防除に関する国の指針の策定等を内容とする法制度を構築
- 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」等により、スマート技術の活用、化学農薬・肥料の低減、有機農業など環境負荷低減に取り組む水稻や野菜などの産地を創出

3. スマート農業の推進

担い手不足や高齢化が進展する中、生産力の向上と持続性の両立を図り、若者にとっても魅力のある産業としていくために、デジタル技術（ロボット、AI、IoT等）を活用したスマート農業を推進していくことが必要である。2019年から実施しているスマート農業実証プロジェクトを通して、労働時間削減などの効果が見られる一方で、スマート農業機械の導入コストの回収には一定規模以上の農地面積が必要、スマート農業機械の操作に慣れた人材が不足しているなどの課題が明らかになってきた。

このため、スマート農業機械のシェアリング等を行う支援サービスの育成・普及、生産現場のスマート化を加速化するために必要な技術の開発・改良、スマート農機の稼働率向上に向けた産地ぐるみでの実証、農業大学校や農業高校等におけるスマート農業のカリキュラム化や実践的な教育体制の整備、現場でのデジタル活用力向上に向けた取組の強化、農地の大区画化、集積・集約化や通信環境整備等のスマート農業に適した農業生産基盤の整備を推進する。さらに、スマート農業技術の進展に応じて、適時適切に規制・制度の見直しを行う。

これにより、農産物の輸出拡大、農業のグリーン化の原動力となるスマート農業の本格的な現場実装を加速し、農業の成長産業化を実現する。

<目標>

- 2025 年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を实践
- 2025 年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている
- 2022 年夏頃までにスマート農業の現場実装を加速するため、技術対応力や人材創出を強化する施策について検討を行い、「スマート農業推進総合パッケージ」を改訂

<展開する施策>

- ① スマート農業技術の実証・分析

- ② 農業支援サービス事業の育成等を通じたスマート農業機械の導入コスト低減
- ③ スマート化を加速するために必要な更なる技術の開発・改良
- ④ 技術対応力・人材創出の強化
- ⑤ 技術の進展に応じた制度的対応、データ活用の促進、通信環境を始めとした農業生産基盤の整備等の実践環境の整備
- ⑥ スマート農業技術の海外展開

4. 6次産業化等の推進

農林漁業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するとの発想（マーケットインの発想）による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。

このため、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進するとともに、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。また、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する。

さらに、異業種連携による他業種に蓄積された技術・知見の活用、新たな品種や技術の開発・普及、知的財産の総合的な活用、生産・流通システムの高度化等により、農業にイノベーションを起こす。

また、健康志向や環境志向等、食に求める消費者の価値観が多様化する中、食分野の新しい技術であるフードテックへの関心が世界的に高まっており、多様な食の需要への対応や食に関する社会課題の解決を図るため、フードテック等を活用したビジネスモデルの創出を促進する。このほか、市場ニーズに的確に対応したマーケットインの発想等により、構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化する。

これにより、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出す。

また、少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化していることから、消費者の視点を重視し、介護食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜等の生産、地産地消、食育等を通じた新規需要の掘り起こしを行う。

これらの取組の前提として、食品の安全性向上と食料の安定供給からなる「食の安全」と、正確な情報伝達による「食品に対する消費者の信頼」を確保するための取組を推進する。特に、外食のメニュー表示を含む表示適正化に向け、政府一丸となって適切な対策を講じる。

<目標>

- 地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
- 再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを目指す
- 2025年までに市町村バイオマス活用推進計画を600市町村で策定
- 2025年度までに学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を2019年度から維持・向上した都道府県の割合を90%以上にする
- 2030年までに加工・業務用野菜の出荷量を5割増加

<展開する施策>

- ① 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
- ② 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- ③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
- ④ 食品ロス削減の推進
- ⑤ フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出
- ⑥ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
- ⑦ 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- ⑧ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

5. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業につながる取組を進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

さらに、本格化する人口減少を踏まえ、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、集約化に重点を置いて、効率的かつ総合的な利用が進められるよう、農業経営を行う者を確保・育成するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策について、「人・農地など関連施策の見直しについて」（別紙 12）に即して見直しを行う。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

<目標>

- 2023 年度までに、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立
- 2023 年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、2023 年に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大
- 2023 年までに、法人経営体数を 5 万法人に増加

<展開する施策>

- ① 人・農地など関連施策の見直し
- ② 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- ③ 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- ④ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
- ⑤ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等

- ⑥ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

6. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設

経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の各改革を着実に進める。これにより、構造改革に逆行する施策を一掃しつつ、政策を総動員することで経営感覚あふれる農業経営体の育成と、これらの農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を図り、農業の構造改革を進め成長産業とするとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮、食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障の確立を図る。

また、毎年の施策の推進に当たっては、今回の改革の成果が着実に上がるよう、不断の見直しを行う。

＜展開する施策＞

「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照

7. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進

「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙 2）も踏まえて、以下の措置を講じる。

（1）農協改革

単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。

このため、単位農協が、

- ・ 「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。
- ・ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。
- ・ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフト

できるようにする。

- ・ 単位農協の理事については、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとする。女性・青年の登用を積極的に進める。

また、各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要があり、連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

加えて、単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

連合会・中央会は、単位農協を適切にサポートする観点で、その在り方を見直す。

全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。

なお、農林中金・信連・全共連についても、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

また、農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。

5年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう、強く要請する。

（２）農業委員会の改革

市町村の独立行政委員会である農業委員会について、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにするため、制度を見直す。

具体的には、農業委員の選出方法について、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。

農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。女性・青年の登用を積極

的に進める。

また、農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員（仮称）」を置くこととし、事前に地域からの推薦・公募等を行った上で、農業委員会が選任する。

都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートする組織に見直す。

農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、植物工場、販売加工施設等の農業の6次産業化・成長産業化に資するものについて、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

（３）農業生産法人要件の見直し

農業生産法人要件をみたしている法人が6次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除くなどの観点から、見直しを行うこととする。

具体的には、

- ・ 役員の農作業従事要件については、役員等の1人以上が従事すればよいこととする。
- ・ 構成員要件については、農業者以外の者の議決権は2分の1未満までよいこととする。

更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

＜展開する施策＞

農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）参照

8. 更なる農業の競争力強化のための改革

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を

整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめとして、土地改良制度の見直し、全ての加工食品への原料原産地表示の導入等、生産から流通・加工、消費まであらゆる面での構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現する。

<展開する施策>

「農業競争力強化プログラム」（別紙４）参照

- ① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ④ 戦略的輸出体制の整備
- ⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入
- ⑥ チェックオフ導入の検討
- ⑦ 収入保険制度の導入
- ⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
- ⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
- ⑩ 飼料用米を推進するための取組
- ⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
- ⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- ⑬ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

９．人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。一方で、これまでの田園回帰による人の流れに加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延は、リモートワークなど場所を問わない働き方の進展やデジタル技術を活用した変革など、社会経済や人々の価値観に大きな変化をもたらし、地方への新たな人の流れが生まれようとしている。農山漁村では、そのような流れも踏まえ、デジタル技術を十分に活用し、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えるとともに、あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘することにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。

このため、農用地保全や地域資源の活用、生活支援等に取り組む農村型

地域運営組織（農村ＲＭＯ）の育成等により、地域コミュニティ機能の維持・強化を図るとともに、情報通信基盤など生活インフラ等の確保や、鳥獣被害対策等を推進し、農山漁村に人が住み続けるための条件整備を進める。

また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。

特に、教育や観光・福祉等の分野における様々な局面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出するとともに、女性・高齢者の活躍の場を増やす。とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

併せて、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの司令塔を担う法人である観光地域づくり法人（ＤＭＯ）や中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図る。

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、関係府省が連携して対策を推進する。特に野生鳥獣のジビエ利用は農山村の所得の向上と地域の活性化に大きな可能性を秘めており、ビジネスとして持続できるよう、安全で良質なジビエの安定供給、需要拡大等に取り組む。

さらに、デジタル人材を含めた地域づくりを担う人材の育成・確保や、将来的な農村への移住者や担い手となり得る農的関係人口の創出・拡大等を通じて地域を支える新たな活力を創出する。

このほか、食料の安定供給のための農地の確保を前提として、放牧等の粗放的管理など持続可能な土地利用を図る。

これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。

<目標>

- 農山漁村発イノベーションのモデル事例を 2025 年度までに 300 事例創出
- 関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2025 年までに全国で交流人口を 1,540 万人まで増加
- 持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創設
- ジビエ利用量を 2019 年度(2,008t)から 2025 年度までに倍増(4,000t)

- 2024 年度までに農福連携に取り組む主体を新たに 3,000 創出

＜展開する施策＞

- ① 農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保
- ② 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
- ③ 農村を支える新たな動きや活力の創出
- ④ 農地の長期的な利用

10. 農業の生産基盤強化のための新たな政策展開

我が国農業は、国民の必要とする食料の安定供給を図るため、食料自給率の向上を目指す中、担い手不足や農地の減少に加え、頻発する自然災害や豚熱等の家畜伝染病の発生、農産物貿易をめぐる国際環境の変化など、様々な政策課題に直面している。

今後、我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていくことが必要である。

このため、生産基盤の強化を目的とする関連施策を重点的に推進することと、強い農業・農村を構築し、農業者の所得向上を実現する。

＜展開する施策＞

「農業生産基盤強化プログラム」（別紙 9）参照

- ① 輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大
- ② 肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト
- ③ 新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化
- ④ 水田農業における高収益作物等への転換
- ⑤ スマート農林水産業の現場実装とデジタル政策の推進
- ⑥ 農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進
- ⑦ 棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化
- ⑧ 食品産業・ベンチャー企業等との連携強化
- ⑨ 人手不足にも対応した食品流通の合理化
- ⑩ 激甚化する自然災害への対応の強化
- ⑪ 豚熱・アフリカ豚熱など家畜疾病対策の強化

11. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」（別紙5）に基づき、以下の措置を講ずる。

- ・ 市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力ある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する。また、生産性の高い森林を中心として路網整備等の重点化を図る。
- ・ 川上、川中及び川下の連携を図りつつ、コスト削減を進め、マーケットインの発想で高付加価値な木材を供給する体制を実現する。また、改正木材利用促進法（令和3年10月施行）を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等の木造化・木質化などによる都市等における木材利用の一層の促進や新たな木材需要の創出を図るとともに、エリートツリー等の新たな技術を活用しつつ再造林を進めるための改正間伐等特措法（令和3年4月施行）の活用等により、我が国の人工林の若返りを図る。あわせて、ICT等を活用したスマート林業を含め、林業の特性を踏まえた新技術を活用した「林業イノベーション」を推進する。
- ・ このような取組により、多面的機能の維持・向上を図り、美しく伝統ある山村を次世代に継承する。

これらを通じて、森林・林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現する。

<目標>

- 国産材の供給量を2030年までに4,200万 m^3 に増加（2009年：1,800万 m^3 ）
- 2028年までに私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円）
- 2030年までに林業生産性を主伐11 m^3 ／人日、間伐8 m^3 ／人日に向上（2018年：主伐7 m^3 ／人日、間伐4 m^3 ／人日）
- 2030年までに林業における労働災害を半減（死傷年千人率12.8（2020年：同25.5））

- 2030 年までに木材等の輸出額を 1,660 億円に拡大（2020 年：381 億円）
- 2021 年度から 2030 年度までの間に、年平均 45 万 ha の間伐等を実施
- 2030 年までに年平均 7 万 ha の再造林を実施（2019 年：3 万 ha）

＜展開する施策＞

- ① 新たな森林管理システムの構築と建築用木材の供給力強化等
- ② CLT 等の製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- ③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
- ④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

12. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るために、浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、浜の活性化や資源管理に取り組む。

また、生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組の強化により水産業の出口戦略（マーケットイン）を展開し、世界人口の増加等による水産物需要の増大を背景に、消費・輸出の拡大を図るとともに、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現する。

さらに、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」（別紙 6）に即して改革を進める。こうした中で、改正漁業法（令和 2 年 12 月施行）において措置されている新たな資源管理システム、漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直しといった取組を着実に推進するとともに、電子的に収集した水揚げデータに基づく資源管理の推進、海洋環境データを活用した生産性向上等のスマート水産業の取組や「養殖業成長産業化総合戦略」に基づきマーケット・イン型養殖業を推進するための取組を行う。

加えて、水産業のデジタル化、人材の育成・確保並びに水産物の販売・加工、漁業体験、釣り及び渚泊など海の関連産業である「海業」の振興等により、漁村の活性化を図る。

これによって、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させる。

<目標>

- 2030 年までに魚介類生産量を 536 万トンに向上（2018 年：395 万トン）
- 2030 年までに水産物輸出額を 1 兆 2,000 億円に増大（2012 年：1,700 億円）
- 2022 年までに魚介類消費量を 29.5 kg/人年（2010 年度水準）に向上（2012 年：28.4kg/人年）
- 2023 年度までに資源評価対象魚種を 200 種程度まで拡大（2021 年度：192 種）
- 2023 年度までに M S Y ベースの資源評価魚種数を 22 種まで拡大（2021 年度：17 種）
- 2023 年度までに 400 市場以上を目途に産地の水揚げ情報等を電子的に収集する体制を構築
- 2023 年度までに漁獲量ベースで 8 割を T A C 管理とする（2016 年度から 2018 年度までの平均：約 6 割）
- 2023 年度までに T A C 魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に I Q を原則導入
- 2023 年度までに資源管理計画について、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了

<展開する施策>

- ① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- ② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- ③ 新たな資源管理システムの構築、漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直し等、改正漁業法に基づく水産政策改革の着実な推進
- ④ 養殖業の成長産業化の推進
- ⑤ 海洋環境の変化等増大するリスクへの対応の推進
- ⑥ デジタル化等による漁業の活性化や海業など漁業以外の産業の取り込み、地域を支える人材の育成・確保を通じた漁村の活性化の推進

13. 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災による被害を受けた東北を新たな食料供給基地として再生

するとともに、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる。

需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化等を実現するため、本プランや成長戦略等に記載された各種施策についても、東北地方において積極的に取り組んでいく。

被災地以外においても、各地域が置かれた現状と課題を認識しながら、東北地方における取組で得られた知識・知見を積極的に共有していく。

また、ALPS処理水の処分に伴う風評影響対策に万全を期す。

<目標>

- 津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進
- 漁港施設及び海岸保全施設については、一刻も早い復旧・復興の完了を目指す
- 海岸防災林については、一刻も早い植栽までの復旧事業の完了を目指す
- 創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる

<展開する施策>

- ① 復興交付金等を活用した施策の推進
- ② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- ③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォース等の下、被災地産食品の信頼回復を図る

14. ポストコロナに向けた農林水産政策の強化

新型コロナウイルス感染拡大は、農林水産分野や食品産業分野において、高級食材や切り花等を中心に需要の減少や価格の下落などの大きな影響をもたらす一方で、食料輸出国による輸出規制など世界的な食料供給リスクに対する国民の関心の高まりや食品需要の変化、リモートワークなど場所を問わない働き方の進展、さらには、デジタル技術を活用した変革など社会構造全体に影響を与える変化も急速にもたらしている。

このような動きに適切に対応し、食料の安定供給、農林漁業者の所得の向上と農山漁村の活性化を図るため、「農業生産基盤強化プログラム」をはじめとするこれまでの本プランに基づく改革の方向性は継続しつつ、ウィ

ズコロナ・ポストコロナ社会や人口減少に対応した農林水産政策の強化を図る観点から、①食料安全保障の強化や、②2050年カーボンニュートラルの実現や国際的なルールメイキングへの積極的関与も含めた「みどりの食料システム戦略」（食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現）の実践による農林水産政策の新展開、③農山漁村における多様な人材や主体を活用したイノベーションの推進、④農業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に取り組んでいく。

<目標>

- ポストコロナ時代における食料安全保障の強化に向け、2021年7月に改正された緊急事態食料安全保障指針に基づき、関係省庁とも連携して緊急事態食料安全保障指針に関するシミュレーション演習及びリスク分析・評価を行い、今後さらに取り組むべき課題を整理し、2022年3月までに結果を取りまとめる。
- 農業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現

<展開する施策>

- ① 食料安全保障の強化に向け今後さらに取り組むべき課題の整理、国際的な需給状況の分析の強化
- ② 「農業DX構想」（2021年3月とりまとめ）に基づくデジタル基盤の整備をはじめとするプロジェクト等を推進

IV 政策の実行とフォローアップ

今後、政府は一体となって本プランに基づき農林水産政策の改革を着実に実行するものとする。

本プランで示した農林水産政策については、当本部において農地中間管理機構の運用状況を評価するなど、政府としてその進捗状況を的確にフォローアップしつつ、現場で実効あるものとなるよう地域の視点に立って、中長期的に計画的な農業経営の展開が可能となるよう制度の安定性に配慮しながら、必要な見直しを進めていくこととする。

なお、『「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について』（別紙３）に掲げる所管省庁は、それぞれに記載する措置を着実に実施する。

V 具体的施策

1. 国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進

① 農林水産物・食品の輸出促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（別紙 10）に基づき、以下の取組を着実に実行していく

（日本の強みを最大限に発揮するための取組）

- ・ 輸出促進法を改正し、主要な輸出品目毎に、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（いわゆる品目団体）を認定する制度を創設し、当該団体による輸出拡大戦略の作成、輸出先国・地域でのニーズ調査、海外拠点の設置、販路開拓、輸出促進のための規格の策定、ブランディング、一元的相談窓口の設置等の取組を推進する方向で検討
- ・ 認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体」という。）は、会員等を対象とした任意のチェックオフの実施も含め自主財源の増加に取り組むよう努める
- ・ 主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFODDO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成し、輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援
- ・ JETROは、2021 年 10 月に設立した運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会にて品目団体等との意見交換を継続し、連携

（マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し）

- ・ リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押しするため、2021 年 8 月に施行した改正投資円滑化法に基づき、輸出に取り組む事業者の現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LP S）の組成をはじめとした民間金融機関等の参画を推進する。
- ・ 施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有するといったリスクに対応するため、新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））の創設や、民間金融機関からの借入れに対する債務保証に係る事業者の負担を軽減するための支援を措置
- ・ 輸出物流の構築に必要な設備投資を促進するため、輸出に必要な施設等の整備に対し、新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））

の創設や所得税・法人税の特例（割増償却）を措置

- ・ リスト化された輸出産地・事業者は、2021 年度中を目途に、輸出促進法に基づく輸出事業計画を必要に応じて策定するとともに当該事業者の輸出目標や課題を明確化し、政府はその目標達成のため、輸出事業計画とリンクさせた補助、融資、税制などの効果的な支援策を措置
- ・ 農林水産省と国土交通省が連携し、輸出産地・事業者が港湾を活用した輸出をさらに促進するため、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援
- ・ 輸出が地域の事業者の利益につながるよう、実態を把握するための統計的手法を検討
- ・ マーケットイン輸出に向けた取組を行う産地・事業者を支援するため、地方農政局等に食品企業や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として配置
- ・ 我が国の農林水産事業者・食品事業者が輸出先国で販売拠点等となる海外現地法人等の設立を行うための海外展開ガイドラインを作成

（省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服）

- ・ 規制撤廃に向けた国内手続中の英国を含め、放射性物質規制を維持している 14 か国・地域における規制の早期撤廃に向けて、あらゆる機会を捉え、関係省庁が農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となった働きかけを実施
- ・ 輸出促進法を改正し、国が登録した民間検査機関（登録発行機関（仮称））が証明書を発行できる仕組みを創設する方向で検討
- ・ 植物防疫法を改正し、植物検疫の輸出検査事務について、第三者機関の活用を可能とする方向で検討
- ・ J A S 法を改正し、J A S 規格の対象に有機酒類を追加する方向で検討するとともに、J A S 規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉（同等性交渉）を進める
- ・ 国内における G I 登録申請の促進に加え、中国との G I の相互保護の枠組みづくり等の相互保護に係る交渉を進める

（新たな取組を実現するための法制度の見直し）

- ・ 輸出先国・地域でのニーズ調査やブランディングなどの市場の開拓等を実施する法人を申請に基づき認定する仕組みを創設
- ・ 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、輸出促進のための規格の策定や任

意のチェックオフも実施することができることとする・ 輸出事業計画の認定を受けた者が輸出事業を実施するために必要な資金の貸付けに関する株式会社日本政策金融公庫の業務の特例（資金使途の追加、長期の償還期限）等を措置

- ・ 国が登録した民間検査機関（登録発行機関（仮称））が輸出証明書の発行を行えるよう措置
- ・ J A S規格の制定の対象に有機酒類を追加し、同等性を活用した有機酒類の輸出を拡大
- ・ 認定農林水産物・食品輸出促進団体が同等性承認の交渉を求めた場合の国の責務を明確化

2. みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策の展開

生産から販売、消費に至るまでの食料システムを持続可能なものとするため、環境負荷の低減を図りながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、以下の施策を展開

- ・ 生産者、事業者、消費者等の関係者が戦略の理念を共有し、行動変容を促すため、戦略の基本理念等を法定化するとともに、化学農薬・肥料の低減、有機農業などに取り組む生産者や地域ぐるみの活動、新技術の開発・普及などに取り組む機械・資材メーカー等の活動を認定する新たな法制度について、次期通常国会への提出を目指す
- ・ 上記の法整備を前提としてピンポイント農薬散布ドローンやたい肥の製造施設等、環境負荷低減に必要な機械・施設等の導入を後押しする投資促進税制を創設
- ・ 農林水産分野における環境負荷の低減と高い生産性の両立に資するスマート技術の社会実装を加速
- ・ 化学農薬・肥料の低減や有機農業に資する栽培技術や、牛のげっぷ由来のメタンの排出削減等に資する技術等の開発を推進
- ・ 国立研究開発法人を中核としたネットワークを構築し、国内外の研究機関や大学等が参画する二国間／多国間による国際共同研究を推進
- ・ 関係者の理解を醸成し、環境に配慮した取組を後押しするため、各種事業において、環境配慮の研修や自己点検の実施、環境配慮型の取組への優先配分等を創設し、来年度から施設整備・機械導入の事業で実施
- ・ 温室効果ガス削減関係では、以下を始めとする施策を展開

- ア 農産物のCO₂簡易算定シートの作成と実証を実施
- イ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、ヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備等の省エネ設備の導入を推進
- ウ 地域資源であるバイオマスを活用したバイオガス発電施設等の導入を推進し、エネルギーの地産地消の実現を図るとともに、バイオ液肥等の副産物の活用による地域資源循環の社会実装に向けた取組を加速化
- エ 小水力発電施設等の再生可能エネルギーの導入や、農業水利施設の省エネルギー化に資する高効率設備への更新等を推進
- ・ 農業関係では、以下を始めとする施策を展開
 - ア 全国的に農薬に頼らない病虫害防除への転換を果たすため、海外からの病虫害の侵入を防ぐための植物防疫官の権限の拡充や、病虫害の発生予防を中心とした総合的な防除に関する国の指針の策定等を内容とする法案について、次期通常国会への提出を目指す
 - イ 化学農薬・肥料の低減等に向け、全都道府県における地域の栽培暦の総点検を推進するとともに、「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」等により新たな技術導入の支援を行い、水稻や野菜などの主要品目について地域の栽培暦の見直しを促進
 - ウ 有機農業の拡大に向け、市町村を核に地域ぐるみで有機農業に取り組む産地に対し、生産から流通・消費までの支援を一体的に行うことにより、2022年度から全国各地でオーガニックビレッジを創出
 - エ 持続可能な畜産物生産の確立に向け、温室効果ガスなどの畜産業に起因する環境負荷の軽減、良質な堆肥の生産・広域流通等による資源循環の拡大、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の育成を推進
- ・ 食品産業関係では、以下を始めとする施策を展開
 - ア 食品ロス削減に向け、商慣習の見直しや消費者への啓発、フードバンクにおける食品の受入れ・提供の拡大の取組を推進
 - イ 食品製造業の労働生産性向上に向け、先端技術のモデル実証・改良及びこれらの成果の横展開のための情報発信の取組を支援
 - ウ 効率的な食品流通モデルの実現に向け、データ連携システムの構築、ICTを活用した業務の省力化・自動化、コールドチェーンの整備による食品流通の高度化等の取組を支援
 - エ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現に向け、国際認証の基準や今後の動き、我が国食品業界の取組の実態や課題等について調査・分析を実施
- ・ 林野関係では、成長に優れたエリートツリー等の開発・普及など林業イノベーション等による「伐って、使って、植える」循環サイクルの確立を通じた森林吸収や木材の炭素貯蔵の最大化を推進

- ・ 水産関係では、以下を始めとする施策を展開
 - ア 2030 年までに漁獲量を 2010 年と同程度（444 万トン）まで回復させるため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づく取組を実施
 - イ 天然資源に依存しない人工種苗比率向上や沖合養殖による漁場環境の負担軽減等に対応する養殖生産体制の構築を推進
 - ウ CO₂排出量削減等に資するため、漁業用機器等の導入、漁船導入による生産体制の転換等を推進

3. スマート農業の推進

① スマート農業技術の実証・分析

- ・ 2022 年夏頃までにスマート農業の現場実装を加速するため、技術対応力や人材創出を強化する施策について検討を行い、「スマート農業推進総合パッケージ」（2020 年 10 月公表、2021 年 2 月改訂）を改訂
- ・ スマート農業実証プロジェクトの成果を取りまとめ、分析して公表するとともに、農業者が利用しやすい形で経営診断を行うシステムを開発
- ・ エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点を整備

② 農業支援サービス事業の育成等を通じたスマート農業機械の導入コスト低減

- ・ スマート農機の稼働率向上に向けた産地ぐるみでの実証を推進
- ・ 支援サービス事業体が行うスマート農機のシェアリング等の実証を実施するとともに、支援サービス事業体のスマート農機の導入や営農条件に合わせたカスタマイズ等を支援
- ・ 農林水産業支援サービス事業の育成等を進めるため、以下の取組により推進
 - ア 改正農業法人投資円滑化法による出資の促進
 - イ 株式会社日本政策金融公庫による農商工連携の枠組みを活用した融資制度の拡充
 - ウ 中小企業等に対する研究開発補助金等の支出機会の増大を図り、その成果の事業化を支援する省庁横断的な制度（SBI R 制度）を活用したスタートアップへの支援

③ スマート化を加速するために必要な更なる技術の開発・改良

- ・ 複数の品目で汎用的に利用できる作業ロボットを始めとするスマート農業技術等の開発・改良
- ・ ほ場間の移動を含む遠隔監視によるトラクターの自動走行など世界最先端の開発に産学官連携により取り組む
- ・ 農業用ドローンについて、我が国農業の実態に適合しつつ、データの漏洩防止などのセキュリティ機能を有し、農薬、肥料等の高精度な散布が可能な農業用ハイスペックドローンの機体開発や、ドローンを用いた生育・雑草診断などと連動した、ドローンによるデータ駆動型の栽培管理技術の確立に向けて、関係省庁・研究機関とも連携した研究開発を推進

④ 技術対応力・人材創出の強化

- ・ 全ての農業大学校・農業高校等において、スマート農林水産業のカリキュラム化を進めるとともに、スマート農業機械・設備の導入等により実践的な教育体制を整備
 - ・ スマート農業実証プロジェクトと連携し、農業大学校生・農業高校生、農業者等が、先端技術を体験する現場実習等の機会を提供
 - ・ 地域農研（全国5か所）を情報発信拠点とし、全国の実証地区とも連携して情報発信
 - ・ 全ての普及指導センターがスマート農業の相談に対応する担当者を相談窓口配置するとともに、タブレット等を用いてデータに基づく指導を行うなど、農業者がデータを活用した農業を実践できるよう取組を推進
- 上記の取組を推進するに当たっては、その機能を最大限に発揮するため、各々の機関が有機的に連携できるよう体制を検討

⑤ 技術の進展に応じた制度的対応、データ活用の促進、通信環境を始めとした農業生産基盤の整備等の実践環境の整備

- ・ 収穫、運搬、農薬散布の負担を軽減する小型農業ロボットの公道走行の実現に向け、これに資する、自動配送ロボットの公道走行に関する法令の改正を目指す
- ・ 農業用ドローンの利活用拡大に向け、ドローンで散布可能な農薬種類の拡

大を行うほか、民間における技術革新やニーズをくみ取るための官民協議会を設置するとともに、ドローンの普及を総合的に推進するための計画を策定、推進

- ・ 2019年4月から開始から運用を開始した「農業データ連携基盤」について、利用可能なデータやシステムの充実と運営体制の強化を進めるとともに、生産から加工、流通、消費までのデータ連携を可能とするスマートフードチェーンのプラットフォームを2022年度までに構築
- ・ トラクター等の走行データについて企業間の垣根を超えた連携を可能とするオープンAPIを農機の導入事業で要件化
- ・ スマート農業の実装を促進するため、自動走行農機等の導入に適した農地の大区画化や傾斜地の多い中山間地域での勾配修正、ICT水管理施設の整備等の農業農村整備を推進
- ・ 農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境の整備を支援

⑥ スマート農業技術の海外展開

- ・ 海外展開に向けた標準化戦略を検討
- ・ 専門家の派遣や積極的な国際議論への参画を通じ、将来的な日本企業の海外展開のための新興国の産業基盤の強化や、我が国の農政に役立つ情報の収集及びスマート農業の海外展開を推進
- ・ スマート農業に関する国際的な議論に対応しつつ、ASEANをメインターゲットとした技術導入に向けた取組の推進、アフリカにおける農業プラットフォーム・ビジネスの展開を通じたフードバリューチェーン構築の支援等、官民挙げた海外展開の取組を推進

4. 6次産業化等の推進

① 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進

- ・ マーケットインの発想の下、農商工連携、医福食農連携、農観連携、都市と農山漁村の共生・対流等に取り組む多様な6次産業化事業体を育成することとし、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化の取組を支援

- ・ 農林水産物等の地域の資源と地域金融機関の資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」を全国に展開し、雇用の創出や地域の活性化につながる1万程度のプロジェクトを立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進
- ・ 農山漁村等の地域資源を活用した地域の関係者が連携して行う新たなビジネス戦略の構築や中小企業者が行う新商品・新サービスの開発を支援
- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
- ・ 農林水産物・食品について地理的表示保護制度を導入するとともに、地域への定着を図り、地域におけるブランド化を推進
- ・ 医薬や理工等の異分野との連携・融合が有効な研究を実施し、事業化が有望な研究成果を創出するとともに、オランダのフードバレーを参考とした産学官の『「知」の集積と活用の中核」の活用など、技術革新の加速化を推進

② 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用

- ・ 気候変動や輸出の需要等に対応するための品種開発に取り組むとともに、品種開発を迅速化する新たな育種システムを構築
- ・ アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるネットワークを構築することにより、新品種の開発を加速
- ・ 多収への挑戦、温暖化対応等の所得倍増や自給力向上に向けた重点課題の技術戦略の策定及びその実行
- ・ 我が国で開発された優良な植物新品種について、海外における品種登録（育成者権取得）を進めるとともに、海外における適切な権利行使を促進
- ・ 令和2年12月に成立した改正種苗法に基づき、優良品種の海外流出の防止に向け、育成者権者が付した国内利用限定等の条件に反した行為を制限できる仕組みや、育成者権者の許諾に基づき登録品種の自家増殖を行う仕組みの活用を進め、日本の強みである植物新品種の知的財産を保護し、新品種を利用した産地形成を後押しするとともに、輸出を促進
- ・ 令和2年10月1日に施行された「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」等に基づき、和牛遺伝資源の不適切な流通を防止するための取組及び知的財産としての価値を保護するための取組を推進

③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化

- ・ 平成 26 年 5 月に施行した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進
- ・ バイオマス産業都市の構築を推進
- ・ 食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進
- ・ 発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進
- ・ 農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援
- ・ 農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築

④ 食品ロス削減の推進

- ・ 食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、関係省庁が連携し、官民をあげた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

⑤ フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出

- ・ フードテック等を活用した技術について、ビジネスのフェーズに乗せるための実証を支援するとともに、実証した成果の横展開等を行うことで、多様な食の需要への対応や食に関する社会課題の解決に資する新たなフードテックビジネスの創出を推進
- ・ フードテックの事業化を推進するため、フードテック官民協議会において、2022 年度までにフードテック推進ビジョンとロードマップを策定

⑥ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6 次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に答える環境整備

- ・ 地域の各関係者が有機的に連携・結集した畜産クラスターを核として、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出等を図り、競争力の強化を加速

- ・ 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（令和４年４月施行）により、建築基準法よりも緩和された基準で畜舎等を建築することを可能とし、建設コストを低減
- ・ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、飼料の生産拡大・生産流通コストの低減、エコフィードの有効活用、新技術の開発・普及・定着など、生産性の向上を加速
- ・ 牛乳・乳製品について、今後の需要の伸びが期待できるチーズ、発酵乳、牛乳・乳製品を用いた和食等に係る新商品開発や新規需要開拓等の取組を支援
- ・ 指定団体との生乳取引等について、指定団体の機能に留意しつつ、指定団体を通さず、自ら生乳を加工したり直接販売する道を広げるなど、一層の多様化
- ・ 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制（都道府県知事の承認）を緩和
- ・ 性判別精液の利用の推進により、計画的な乳用種雌子牛の生産と畜産・酪農の収益性の向上を推進

⑦ 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及

- ・ 和食のユネスコ無形文化遺産登録を受け、子供たちへの和食継承の取組の拡大や郷土食の普及等により、日本人の伝統的な食文化の次世代に向けた保護・継承活動を推進
- ・ 学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制の構築を推進
- ・ 栄養教諭を中心に地域と連携した食育推進体制の充実など、学校給食等における地産地消や食育を推進
- ・ 地域で生産・製造される国産農林水産物の消費拡大を図る商品開発、販路開拓、人材育成等を支援
- ・ 食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及を促進、各年代の国民に対する教育ファームの活用を推進
- ・ 介護食品に対する理解の醸成のための取組を行いつつ、適切な提供システムの構築等の議論を進めるとともに、日本食と健康に関する学術的・科学的知見の蓄積・普及を通じた医福食農連携を推進
- ・ 付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のため、健康寿命の延伸に資する新たな機能性に関する科学的知見の収集・利用を推進

- ・ 漢方薬の原料である薬用作物について、栽培技術の確立、農業機械の改良等の産地化に必要な取組を支援
- ・ 需要が拡大しているカット野菜等の加工・業務用野菜について、低コスト・省力化栽培の実現や物流の合理化により生産流通体制を強化
- ・ 果実について、食べやすい、機能性成分高含有等の特長を持つ優良品目・品種への転換を推進するとともに、消費者ニーズの高い果実加工品について、国産果実の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給を推進
- ・ 消費者ニーズの高い有機農産物について、関係者の連携により国内生産の拡大を推進
- ・ 優れた国産花きの生産・供給体制の強化、輸出の拡大を支援するとともに、花育活動の推進、花き文化の振興等により国内需要を拡大

⑧ 食の安全と消費者の信頼の確保

- ・ 生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保
- ・ 家畜の伝染性疾病や農作物の病虫害の侵入・まん延を防止
- ・ 令和2年3月に成立した改正家畜伝染病予防法に基づき、地域や農場における衛生管理の徹底、アフリカ豚熱等の病原体を持ち込ませないための輸出入検疫の強化、野生動物対策の強化等を適切に実施
- ・ 食品表示等のルールのも確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化
- ・ 食品表示法に基づく「食品表示基準」の適切な執行
- ・ 食品への意図的な異物混入等を未然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進

5. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

① 人・農地など関連施策の見直し

- ・ 本格化する人口減少を踏まえ、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、集約化に重点を置いて、効率的かつ総合的な利用が進められるよう、農業経営を行う者を確保・育成するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策について、「人・農地など関連施策の見直しについて」（別紙12）に即して、次の見直しを実施
- ア 人・農地プランを、市町村が策定する計画として法定化し、需要に応じ

た生産など地域農業の将来の姿について、地域の農業者や関係団体による話し合いを踏まえて策定

イ 人・農地プランの中で、農地の集約化に重点を置いて、10年後に目指すべき農地の効率的かつ総合的な利用の姿を「目標地図」として明確化

ウ 農地中間管理機構が、分散している農地をまとめて借り受けて、農家負担ゼロの基盤整備等を通じて、一団の形で転貸し集約化の実現を可能にするため、地域集積協力金も活用し、農地中間管理機構経由の転貸（農作業受委託を含む）を集中的に実施

エ 人の確保・育成について、都道府県が、新規就農者の育成や市町村・伴走機関を含めた体制整備に関する方針を策定して実施するとともに、就農相談等の就農サポートや円滑な経営継承等に向けた経営サポートを行う体制を整備

オ 地域における人の確保・育成方針に即した、新規就農者の経営開始時の資金や機械・施設の導入等への支援、伴走機関等による研修向け農場の整備、農地の取得や技術・販路確保等のサポート、農業の魅力の発信等の取組への支援を実施

カ 認定農業者の事業展開に必要な財務基盤の強化を図るため、「資本金劣後ローン」を公庫資金で措置

キ 認定農業者による農業用施設及び加工・販売施設の整備について、農業経営改善計画の認定と農地転用許可の手続のワンストップ化を措置

② 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

- ・ 農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構を整備し、適切に制度を運用
- ・ 農地中間管理機構がその本来の機能を発揮するため、農地中間管理事業の5年後見直しにおいて、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構とが一体となって推進する体制を「農地中間管理事業の5年後見直し等について」（別紙8）に即して構築
- ・ 耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図るため、農地法に基づく遊休農地解消のための措置の大幅な改善・簡素化や農地として再利用する場合の支援
- ・ 所有者不明の農地について、管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人が簡易に農地中間管理機構に農地を預ける仕組みを以下のとお

り創設

- ① 管理費用を負担している相続人は、共有者の一部を確知できない場合には、農業委員会による公示を経て、農地中間管理機構に利用権を可能な限り長期の期間で設定することを可能とする。その際、共有者の探索方法については、必要以上の探索にならないよう明確化する。

上記の手続によって利用権が設定された場合において、不明な共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から負担した管理費用を差し引いたものを支払う方向で検討

- ② 共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の5年を超えないものから可能な限り長期なものに延長
- ・ 国家戦略特区において農業委員会と市町村の事務分担に関する特例措置を創設

③ 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）

- ・ 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援を実施
- ・ 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を実施
- ・ 新規就農者のうち農地の確保を支援することが適当な者に対し、優先的に農地を斡旋するなどの支援を実施
- ・ 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援を実施
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援を実施
- ・ 国家戦略特区において農業生産法人の6次産業化推進のための要件（役員の農作業従事要件）の緩和及び商工業とともに行う農業への信用保証制度の適用を実施

④ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）

- ・ 農業女子プロジェクト（女性農業経営者と企業のコラボレーションによる新商品の開発等）を推進
- ・ 女性農業経営者の発展支援、女性農業者による事業活用の促進、地域の計

⑤ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等

- ・ 農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進
- ・ 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに区画整理を実施できる仕組みを、農業水利施設等の整備にも適用
- ・ 農村地域の防災・減災の観点に立って、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、農業用ダム等の洪水調節機能強化や田んぼダム等の流域治水の取組、ため池のハザードマップの作成、管理体制の強化等のハード・ソフト対策を組み合わせつつ、施策を推進
- ・ 頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため、国又は地方自治体が、農業者の費用負担や同意を求めずに農業用ため池、排水機場等の地震対策を実施できる仕組みを、豪雨対策にも適用

⑥ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

- ・ 担い手ニーズや地域の条件に応じた省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入を推進
- ・ 農業機械や肥料・農薬・飼料等の生産資材コスト低減に向けた取組等を推進
- ・ 低コスト・効率的な生産技術体系を確立するなど、先進農業者と民間企業等の経済界の連携による新たな先端モデル農業の確立に向けた取組等を支援
- ・ 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等について、農地転用の許可を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを以下のとおり創設
 - ① 農作物の栽培に必要な一定の施設について、現況農地に設置できる（すなわち農地転用の許可を要しない）こととする
 - ② 上記施設が設置される際に、事前に確認できるよう、施設を設置しようとする者は、あらかじめ農業委員会に届出
 - ③ 本改正は、施行日以降新たに上記施設を農地に設置しようとする場合に適用

- ④ 上記施設用地に係る税制上の取扱いについて、農地と同様の取扱いとなるよう検討
- ⑤ 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、①と同様の扱いとする場合の課題や問題点について引き続き検討

8. 更なる農業の競争力強化のための改革

① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

- ・ 国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握・公表するとともに、民間のノウハウを活用して、農業者が生産資材の価格等を比較・選択できる環境を整備
- ・ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）について、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進
- ・ メーカーが寡占状態となっている農業機械について、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進、明確化された開発目標の下で民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を促進
- ・ 肥料について、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的な見直しを推進、銘柄数を絞込み
- ・ 肥料の原料管理制度の導入や表示基準の整備等による品質確保を進めるとともに、肥料の配合に関する規制を見直すことにより、土づくり等に役立つ堆肥や産業副産物の活用を促進する
- ・ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で見直し、同運用を的確に実施
- ・ 戦略物資である種子・種苗について、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築
- ・ 生産資材価格の引下げに向けた改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進
- ・ 生産資材業界の再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方について見直し、共同購入のメリットを最大化するよう改革を行う

② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界

構造の確立

- ・ 国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握・公表
- ・ 農業者から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大、農業者と食品製造業等との連携促進、農産物の規格を合理化
- ・ 米の農産物検査規格を、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに直すため、既に実施したサンプリング方法の簡素化等に加え、機械鑑定を前提とした規格等を令和3年度中に制定し、順次、現場への浸透を図る
- ・ 農産物・食品の品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度を一層普及
- ・ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）について、抜本的な合理化を推進し、業種転換等を行う場合は支援
- ・ 令和2年6月に施行された改正卸売市場法に基づき、各市場において、公正な取引の場を確保しつつ、物流の効率化や品質の管理の向上等を図るための商物分離取引等、農林漁業者の所得の向上と消費者ニーズへの対応を可能とする取引を実施
- ・ 小売業について、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて事業再編や業界再編を推進
- ・ 農業者が、各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備。また、農産物の物流について、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によるコスト削減の取組を推進
- ・ 加工業について、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進
- ・ 農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進
- ・ 流通・加工業界の再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方について見直す

（生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について）

- ・ 農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくため、「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」（別紙7）に即して、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて一体性のある制

③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

- ・ 農業大学校の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関への転換、農業高校と農業大学校等との連携促進（高大連携）等による農業教育の充実・強化
- ・ 経済界との連携強化、法人雇用による就農に対する支援「農の雇用事業」の運用改善により、しっかりとした法人が次世代の就業者を増やす取組を推進
- ・ 青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、次世代を担う意欲ある就農者が早期に様々なチャレンジを行えるような取組を推進
- ・ 都道府県における農業経営塾の設置や、海外研修の充実を図り、農業者の視野拡大を推進
- ・ 農林水産物・食品のマーケティングやプロモーション、輸出に係る手続等の知識やノウハウを有する人材を育成・研修、農業高校等をはじめとした農業教育システムの中で、輸出力強化について学ぶ機会の充実等を推進
- ・ 農業現場からの提案等も踏まえつつ、外国人材を含めた多様な労働力確保のための取組を推進
- ・ 生産現場等のニーズに即した研究開発に向け、明確な開発目標の下、農林漁業者・企業・大学・研究機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れて行う技術開発を確実に推進
- ・ 最新の科学的知見に基づき、意欲のある農業者が取り組みやすい低コスト土づくり技術、水管理システムの開発を進めるとともに、普及指導員等多様な関係機関によるサポート体制強化により生産現場のスマート化等を推進

④ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入

- ・ 全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に占める重量割合上位1位の原料について、国別重量順表示を原則とし、これが困難な場合には、①又は表示（A国又はB国）や②大括り表示（輸入）、③さらに中間加工原材料については製造地表示（A国製造）を行うなどの仕組みを整備し、その普及・啓発を推進

⑤ チェックオフ導入の検討

- ・ チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度同意（75%以上）が得られた場合に法制化に着手

⑥ 収入保険制度の導入

- ・ 収入保険制度については、以下を基本的仕組みとして導入し、着実に加入を推進
 - ア 対象者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者
 - イ 対象収入は、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体
 - ウ 対象要因は、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補償
 - エ 補償内容については、農業者ごとに過去5年間の平均収入を基本とし、当年の営農計画等を考慮して基準収入を設定。農業者ごとの当年の収入が基準収入の一定割合を下回った場合に、その一定割合を補填。掛捨ての保険方式と掛捨てとならない積立方式を組み合わせ
 - オ 収入減少を補填する機能を有する類似制度との関係については、選択加入とすることが原則。ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象外
 - カ 実施主体は、①母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること、②保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと、③保険業務に関するノウハウを有していること、④農業に関する知識を有していることの4つの要件を満たす必要。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。実施主体は、農業者へのサービス向上を図るため、民間損害保険会社と積極的に連携
- ・ 農業災害補償制度については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、農作物共済（米麦）の当然加入制、一筆方式等の引受方式、家畜共済の事務手続き、共済掛金の設定方法等について見直しを行い、着実に運用。併せて、農業共済団体について、組織の効率化やガバナンスの強化を実施。

⑦ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

- ・ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によ

らず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設し、本制度を的確に運用

- ・ 農業委員会や農地中間管理機構と土地改良区等の事業関係者との情報共有を図る
- ・ 共有地の代表者が共有者の意向を取りまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組みを導入し、本制度を的確に運用
- ・ 国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件を廃止
- ・ 突発事故に対応した事業について、災害復旧と同様に、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組み等を導入し、本制度を的確に運用
- ・ 一定の機能向上を伴う更新事業について、同意徴集手続の簡素化の対象に追加し、本制度を的確に運用
- ・ ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者からの費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設し、本制度を的確に運用
- ・ 除塩事業について、土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけ、本制度を的確に運用

⑧ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

- ・ 農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持発展させていくため、農村地域工業等導入促進法（農工法）の見直し等を通じて、農業者等の地域住民の就業の場を確保
- ・ 具体的には、農工法の対象業種の見直しを踏まえ、制度の利用を推進し、農村の地域資源を活用した地域内発型産業の創出や、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業の導入を促進
- ・ 農用地等の譲渡に係る所得税の軽減措置や業種横断的な税制措置の積極的な活用、地方創生や農泊の推進に向けた取組への支援施策のほか、企業立地促進法の見直し等を通じた地域に裨益する波及効果の高い事業との連携等により、農村地域の雇用創出を推進

⑨ 飼料用米を推進するための取組

- ・ 多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などの推進による飼料用米の生産コスト低減
- ・ 耕種農家と畜産農家の連携により、飼料用米を輸入とうもろこしの代替品

として利用するだけでなく、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図る取組を推進

⑩ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

- ・ 地域の各関係者が有機的に連携・結集した畜産クラスターを核として、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出等を図り、競争力の強化を加速
- ・ 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築及びICTの活用による省力化の推進、繁殖雌牛の増頭等により肉用牛の生産基盤を強化
- ・ 乳用後継牛の確保・育成の推進、分業体制の構築・省力化の推進、飼養管理の適正化、流通の効率化により酪農の生産基盤を強化
- ・ 輸出拡大の主翼を担う畜産物の輸出について、輸出インフラ施設の計画的な整備や、畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者の3者から構成されるコンソーシアム（事業共同体）による商流の構築等の取組を推進
- ・ 耕畜連携の強化による青刈りとうもろこし等の国産飼料作物の増産、公共牧場の活用拡大と機能強化、日本型放牧モデルの推進により自給飼料の増産を推進

⑪ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

- ・ 補填財源の確保を促すことにより、引き続き、制度を安定的に運営
- ・ 併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進

⑫ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

- ・ 指定生乳生産者団体に指定されている農協・農協連は、スリム化・効率化や乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮
- ・ 指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要があることから、基本的なスキーム（年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等）を設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を経て改革を実施
- ・ 条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるよう、的確な集乳や集乳経費のプール処理を確保できる公正な基準を定め、これに該当する農協等に集送乳調整金を補助

- ・ 我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、乳業の業界再編・設備投資等を推進
- ・ 労働条件を大きく改善する設備投資をはじめとする労働支援を幅広い生産者が実行できるよう、酪農家の「働き方改革」を短期・集中的に支援

9. 人口減少社会における農山漁村の活性化

① 農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保

- ・ 農山漁村発イノベーションを推進するため、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発や専門家派遣等を支援
- ・ 農山漁村発イノベーションの担い手にもなり得る、多様な人材を募り、農山漁村の地域づくりに参画する仕組みの構築を支援
- ・ 農山漁村活性化法において、農山漁村発イノベーション等に必要な施設の整備等を行う場合、優良農地の確保を図りつつ、農地転用手続等の迅速化を図る仕組みを導入
- ・ 地域での合意形成や法人の立ち上げ、現場で活躍する人材の確保・育成等の農泊ビジネスの現場実施体制を構築
- ・ 地域の食や景観を活用した高付加価値なコンテンツの開発、古民家等を活用した滞在施設の整備等の観光コンテンツの質を向上
- ・ 農泊の魅力の国内外への情報発信や受入地域への農泊のビジネス化を働きかけるなど、政府としてのメッセージを発信
- ・ 漁村において漁港ストックを最大限活用した「渚泊」を推進
- ・ 農山漁村の古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進（空き家・廃校活用交流プロジェクト）
- ・ 住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進
- ・ 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進
- ・ 農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進
- ・ 地域の資源を活用した「売れる」旅行商品を開発するとともに、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援
- ・ 観光圏の整備等を通じ、観光客が従来の名所旧跡に加え、農山漁村等を回

- 遊び、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現
- ・ 地域の自然観光資源を解説するガイド等の人材の育成やプログラムづくり等を通して地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進
 - ・ 美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生を推進
 - ・ 「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月農福連携等推進会議決定）に基づき、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備を進めるとともに、農福連携への関心を高め、産業界や消費者等を巻き込んだ戦略的なプロモーションを実施
 - ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
 - ・ 緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等のニーズを踏まえ、関係府省が連携して都市農業・都市農地の多様な機能の維持・増進の取組を実施
 - ・ ビジネスとして、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったジビエモデル地区の取組の横展開を支援
 - ・ 処理加工施設と実需者とのマッチング等を通じたジビエ流通拡大に向けた連携体制を構築
 - ・ ジビエのペットフード、皮革等、他用途を含めたプロモーションによる需要開拓
 - ・ ジビエ利用に意欲的に取り組む地域からの相談や要望に対応するため、民間等のノウハウを利用し、官民連携した支援体制を構築
 - ・ ジビエの利活用に向けた関係府省や関係事業者との連携により、捕獲鳥獣のうち利用可能な個体をジビエにフル活用する体制整備を推進するとともに、国産ジビエ認証制度の普及、関係事業者の衛生管理の高度化、衛生管理の技術等を習得した専門人材の育成等により安全・安心なジビエの供給体制を構築
 - ・ 高齢化や人口減少が著しい中山間地域をはじめとする条件不利地域等において、農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げることにより、地域の就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化を総合的に支援
 - ・ 自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図るとともに、地域リーダーのネットワークの強化を推進
 - ・ 農山漁村で活動する起業家等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォームの運営など、多様な人材が農山漁村の地

域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境を整備

- ・ 地域人口の急減に直面している地域において、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第 64 号）の仕組みを活用し、都会等からの人材のマッチングを支援

② 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ・ 複数の集落を補完して農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進
- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、女性・高齢者を含め、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティの活性化を支援
- ・ 農山漁村活性化法において、地域の多様な関係者が連携して農用地の保全や生活支援等に取り組もうとする場合、当該関係者で構成される団体が地方自治体に活性化計画の策定を提案できる仕組みを導入
- ・ 集落機能が低下している過疎地域や農山漁村地域等の集落において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援することにより集落の再生、地域活性化を推進
- ・ 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取組を推進
- ・ 商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進。さらに、過疎地域等において廃校舎等の既存公共施設を再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実を推進
- ・ 農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討
- ・ 農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化や

スマート農業の実装を促進するための情報通信環境の整備を支援（再掲）

- ・ 農道や集落排水施設、情報通信環境など、農村における生活インフラの整備を推進するとともに、集落ごとのネットワークの構築などにつながる取組等を支援
- ・ 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援
- ・ 市町村からの要請により都道府県が行う広域的な捕獲、人材育成の充実強化など、改正鳥獣被害防止特措法（令和３年９月施行）に基づく更なる被害の低減に向けた効果的な取組を推進
- ・ 農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣について、鳥獣被害対策を抜本的に強化するため、狩猟期に集中的な捕獲活動を行う「集中捕獲キャンペーン」を推進し、野生鳥獣の広域的な管理を含む適正な個体数管理を推進
- ・ 捕獲従事者の確保、ＩＣＴ等の新技術の活用、大学等の教育機関と連携した体系的な研修による人材育成の充実等、農林水産業における鳥獣被害防止及び鳥獣保護管理の関係府省や関係機関の連携により、一層効果的な対策を推進

③ 農村を支える新たな動きや活力の創出

- ・ 農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する仕組みを構築
- ・ 自治体職員等を対象とした地域づくり人材を養成する農村プロデューサー養成講座を実施
- ・ 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を資金面・実施面でサポートできるよう、
 - ① 防災・減災対策等について、全国土地改良事業団体連合会が、借入金により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること
 - ② 小規模な基盤整備について、土地改良事業団体連合会が、土地改良区等から委託を受けて工事を実施することをそれぞれの業務に追加
- ・ 小規模な土地改良区が、集落と共同で農業水利施設の管理等を行える法人に組織変更できる仕組みを導入
- ・ 子どもの農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を、制度化も視野に推進（子ども農山漁村交流プロジェクト）

- ・ 体験農園として障害者の心身の健康維持、高齢者の介護予防・リハビリといった農業の持つ多様な機能を提示することで、農業及び農福連携に対する国民理解の増進につなげるとともに、多世代・多属性の人々が交流・参加する場を生み出し、様々な社会的課題の解決や農村における就農者の確保に繋がるユニバーサル農園の導入に必要な環境整備等を支援
- ・ 地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進

④ 農地の長期的な利用

- ・ 地域の話合いをベースに、農用地の保全活動（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）が計画的に推進されるよう、農山漁村活性化法において、保全活動に必要な農用地の権利調整等を円滑化する仕組みを導入
- ・ 地域の農業者等の意向を踏まえ、市町村による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を可能とする仕組みを導入
- ・ 地域ぐるみの話合いを通じた農地の粗放的な利用や保全すべき農地周辺部への計画的な植林等を行うモデル的な取組を支援
- ・ 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに区画整理を実施できる仕組みを、農業水利施設等の整備にも適用（再掲）
- ・ 粗放的管理のゾーニング等の際の水路付替や交換分合、土地改良区業務再編を支援

11. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

① 新たな森林管理システムの構築と建築用木材の供給力強化等

- ・ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」（別紙5）に即して、森林経営管理制度による森林の経営管理の集積・集約を進めるとともに、以下の建築用木材の供給力強化等を推進
 - ア 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定の区域において、公益的機能を確保しつつ一定期間、安定的に立木の伐採を行うことができる樹木採取権制度を推進
 - イ 改正森林組合法（令和3年4月施行）に基づき、森林経営管理制度の主

要な担い手としての役割が期待される森林組合の経営基盤強化に向けて、組合間連携手法の多様化、後継者世代や女性の参画の拡大、理事会の活性化などを図る

ウ 改正木材利用促進法（令和３年１０月施行）を踏まえ、関係者の連携により民間建築物等での木材の利用拡大を促進するとともに、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定供給できる体制の構築を推進

エ 流通段階のマッチングやコスト削減のため、川上、川中及び川下の事業者による需給情報の共有や地域の課題を解決するための取組を促進

- ・ ICT等を活用した資源管理や生産管理、新技術の活用による林業の生産性や安全性を飛躍的に向上させる取組等を推進するとともに、林業高校・林業大学校におけるスマート林業のカリキュラム化や、教育内容の充実を推進
- ・ 新技術を活用して、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けた取組を推進するとともに、労働安全対策を強化

② CLT等の製品・技術の開発・普及のスピードアップ

- ・ CLTや中高層建築・防火地域等でも使用可能な耐火部材の開発・普及、公共建築物等の木造化の支援等による木材利用、地域材等を活用した良質な木造住宅の整備を推進
- ・ CLTの更なる利用拡大に向け、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議が策定した新たなロードマップに基づき、モデル的なCLT建築物等の整備や効率的なCLTの量産体制の構築等を推進
- ・ 木造住宅の主な担い手である大工技能者の減少及び高齢化に対応する人材育成や技術力向上、CLT等を活用した工法や中高層建築物等の新たな分野における木造技術の普及とこれらを担う設計者の育成に資する取組を推進

③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出

- ・ 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築等により、地域材の利用を促進
- ・ セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発・普及等を促進
- ・ 輸出先国・地域のニーズや規格基準等に対応した付加価値の高い木材製品の輸出を促進

④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

- ・ 2030年森林吸収量目標2.7%（2013年総排出量比）に向け、適切な森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策の推進、エリートツリー等の開発・確保に加え、改正間伐等特措法（令和3年4月施行）に基づき、これらの苗木を活用した再造林を促進
- ・ 鳥獣被害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じて「緑の国土強靱化」を推進
- ・ 地域住民等による日常的な森林管理活動を推進

12. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進

- ・ 各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成・実現を推進
- ・ 水産業の持続的発展のため、資源管理措置を強化するとともに、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進
- ・ 計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた「漁業経営安定対策」を着実に実施
- ・ 電子データに基づくMSYベースの資源評価の実現等による資源評価の高度化や漁海況情報の精度向上等による漁業・養殖業の生産性向上等のスマート水産業の取組を推進

② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大

- ・ 販売ニーズや産地情報の共有化、学校、病院、介護施設など個別のニーズを的確に捉えた付加価値の高い商品開発、水産加工業の体質強化等を通じて産地から消費地までの流通過程の目詰まり解消を促進
- ・ 内食における簡便化志向や地域ブランドへの関心の高まり等の多様化する消費者ニーズに対応した水産物の提供を促進
- ・ 水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われ

る消費拡大の取組等と連携し、「さかなの日」の制定など、官民が協働して一体的かつ効果的な情報発信を推進

- ・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿った輸出促進に向けた取組、輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工施設等改修、高度衛生管理型漁港整備を推進
- ・ 水産加工施設のEU向けHACCP認定の加速化を図るため、農林水産省も認定主体となるよう所要の体制を整備
- ・ 産地市場のEU向けHACCP登録基準、生産海域のモニタリングの拡充、養殖場等の登録における標準処理期間の設定、トレーサビリティ導入に向けたガイドラインの策定等の検討

③ 水産政策改革の着実な推進

- ・ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」（別紙6）に即して、次の改革を推進
 - ア 水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。
 - イ 品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立のため、マーケットインの発想に基づき、水産物の流通構造の改革を進める。
 - ウ 沖合・遠洋漁業の生産性の向上、国際競争力の強化につながるよう、資源管理の手法と合わせて漁業許可制度を見直す。
 - エ 養殖・沿岸漁業の発展のため、海面利用に係る制度等を見直し、水域の適切かつ有効な活用と新規参入を進めるとともに、国内外の需要を見据えて養殖業振興に戦略的に取り組む。
 - オ 漁協制度について、水産政策の改革の方向性に合わせた見直しを行う。
- ・ これらの改革を後押しするため、以下の取組を推進
 - ア 「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に沿った資源調査・評価の充実・精度向上や漁獲情報の収集体制の拡充・整備、TAC、IQ等の数量管理の推進、漁業者による自主的管理について資源管理協定への移行を着実に実行
 - イ 減船・休漁措置の円滑な実施、漁業収入安定対策の機能強化、生産性の高い漁船等の導入・更新を推進
 - ウ 「海面利用ガイドライン」や「新規漁業権免許の手順・スケジュール」に基づき、新たな海面利用制度の円滑な運用を推進する
 - エ 「養殖業成長産業化総合戦略」（令和2年7月策定、令和3年7月改訂）

に基づき、マーケットイン型養殖業の推進や輸出も視野に入れた養殖適地の拡大、養殖の生産拠点として養殖場・漁港の一体的整備の推進等を進めるとともに、産地市場の統合や消費地における流通拠点の確保、資源管理から流通に至るICT活用体制の整備、持続可能な漁業・養殖業の認証等を進める

オ 漁村の活性化、国境監視機能を始めとする水産業が果たす多面的機能の発揮、漁業・漁村を支える人材確保・育成の強化等を推進

- ・ 外国漁船と競合する中で水産資源の管理徹底等のため、強力な水産外交を推進しつつ漁業取締体制を強化
- ・ 国内外で適正に漁獲された水産物の流通を促進するため、水産流通適正化制度の円滑な導入に向けて、漁獲番号等の伝達等の電子化に向けた取組を推進するとともに、同制度の周知・普及を行う
- ・ 水産物及び水産加工品の適正取引の推進を目指し策定した「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を公表、周知する
- ・ 養殖業者と産地商社・販売業者との取引に関して、令和3年11月に作成した「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」を踏まえた養殖業者と販売事業者の適正な取引を促進する
- ・ 養殖業の資金調達の円滑化に関して、令和2年4月に作成した「養殖業事業性評価ガイドライン」が養殖業者と金融機関の双方のコミュニケーションツールとして活用されるよう周知を図り、マーケット・イン型養殖業を推進する
- ・ 養殖魚の食の安全を確保することを前提とした魚病対策の迅速化を図るため、養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」制度を構築するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標の公表や、獣医師のオンライン診療を可能とする仕組みを構築する

④ 海洋環境の変化等増大するリスクへの対応の推進

- ・ 地球環境問題等の中長期的な課題に対応した漁船導入や別の漁法を組み合わせるなど新たな操業形態への転換を促進
- ・ 回帰率の良い取組事例の横展開や施設の有効活用など、さけ・ますふ化放流の改善を推進
- ・ 漁船の電化・水素化等の研究・社会実装を推進
- ・ 国際資源の管理措置として求められる各種の国際ルールに的確に対応できる漁業者を育成
- ・ 漁船漁業における衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、

省エネ機器の導入等、燃油使用量の削減を推進

- ・ 漁港施設等への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策、CO₂吸収源としても期待される藻場の保全・創造等、漁港・漁村のグリーン化を推進

⑤ デジタル化等による漁業の活性化や海業など漁業以外の産業の取り込み、地域を支える人材の育成・確保を通じた漁村の活性化の推進

- ・ 拠点漁港の機能の再編・集約と更なる機能強化
- ・ 漁協の経済事業の連携促進
- ・ 漁港施設を活用した海業等の振興と漁港漁村の環境整備
- ・ 漁業外所得の確保や地域を支える人材の育成・確保等、漁村地域の活性化に向けた「浜の活力再生プラン」の見直し
- ・ デジタル化や海業の振興など先進的な取組を一体的に推進

13. 東日本大震災からの復旧・復興

① 復興交付金等を活用した施策の推進

- ・ 復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と合わせた農地の大区画化や宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進
- ・ 被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進
- ・ 住宅と工場が混在していた地域における水産加工団地の集約を推進
- ・ 福島県の漁業の本格的な操業に向けた取組を支援
- ・ 大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施

② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進

- ・ 東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進
- ・ 民間投資を促進するためのプラットフォームを構築

- ・ 復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立

③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォース等の下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を実施

以下の取組により、風評被害対策等を推進

- ・ 福島県産農林水産物について、①第三者認証GAP等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援
- ・ 福島県をはじめとした被災地産農林水産物・食品について、正確でわかりやすい情報発信や丁寧な説明を行うことにより消費者の信頼を確保
- ・ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の働きかけ、福島県産の農産物等をPRする「霞が関ふくしま復興フェア」の開催や国際会議・展示会でのブース設置等により経済界や消費者に対して積極的な消費拡大を促進
- ・ 共同事業にとどまらない個社の先進的取組を推進するほか、中小企業施策との更なる連携を促進
- ・ ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制し、水産業の本格的な復興を果たすため、生産・加工・流通・消費それぞれの段階ごとに徹底した対策を講じるほか、ALPS処理水の海洋放出に伴う国内外における水産物の需要減少等の事態に対応するため、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管支援や水産物の販路拡大等の対策を、基金を創設し、機動的・効率的に実施

14. ポストコロナに向けた農林水産政策の強化

① ポストコロナ時代における食料安全保障の強化

- ・ 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大など、食料供給を脅かす新たなリスクに適切に対応するため、2021年7月に緊急事態食料安全保障指針を改正したことから、これを踏まえ、関係省庁と連携して緊急事態食料安全保障指針に関するシミュレーション演習及びリスク分析・評価を行い、今後、さらに取り組むべき課題を整理し2022年3月までに結果を取りまとめる。また、経済安全保障の取組の強化・推進の観点からも、食料の安定供給に関する新

たなリスクの調査・分析を進める。

- ・ 「麦・大豆産地強化計画」を策定し、作付けの団地化等の推進と営農技術の導入等に取り組む産地の生産体制の強化・生産の効率化を推進するとともに、作柄変動の大きい国産の安定供給体制を確立
- ・ 加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替えにより、国内生産基盤を強化
- ・ 新たな生活様式に対応した事業の転換や、物流拠点の整備、食品企業によるグローバルな供給網への参画などフードサプライチェーンの多元化・強靱化を推進
- ・ 省人化・省力化を実現する卸売市場施設・ストックポイントの整備、トレーサビリティの確保、コスト削減のためのデータ連携等により、持続的な食品流通モデルの実現を支援
- ・ 輸入食料の安定的確保に向け、国際協調を通じた輸出規制措置の透明性向上と規律の明確化及び諸外国等との情報交換や国際機関との協力を通じた国際的な食料需給状況や資材の流通状況の分析の強化を推進
- ・ 農林水産業や農山漁村の重要性に対する理解の促進を図るため、官民協働の国民運動「ニッポンフードシフト」を展開する。特に「Z世代」と呼ばれる若者たちを重点的なターゲットとし、食と農の魅力について、若者たちの間で共有しやすい情報発信にも取り組む。

② 農林水産業・食品産業のデジタルトランスフォーメーションの推進

- ・ 我が国全体でデジタル技術を活用した変革が求められる中、農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業としていくためには、ロボット、AI、IoT等のデジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業（FaaS（Farming as a Service））への変革を進める、農業のDXの実現が不可欠である。このため、以下の取組を更に推進
 - ア 農林漁業者や自治体等の職員が経営や指導等に注力できる環境を整備するため、「農林水産省共通申請サービス」（eMAFF）を構築し、農林水産省所管の行政手続について、2022年度までにオンライン化率100%を、2025年度までにオンライン利用率60%を目指す
 - イ デジタル地図を活用して、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るため、「農林水産省地理情報共通管理システム」を開発し、2022年度からの運用開始を目指す

- (別紙 1) 制度設計の全体像 (H25. 11. 26 本部決定)
- (別紙 2) 農協・農業委員会等に関する改革の推進について
- (別紙 3) 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について (H25. 11. 27 規制改革会議決定。H26. 6. 13 規制改革会議改訂)
- (別紙 4) 「農業競争力強化プログラム」
- (別紙 5) 「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」
- (別紙 6) 「水産政策の改革について」
- (別紙 7) 「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」
- (別紙 8) 「農地中間管理事業の 5 年後見直し等について」
- (別紙 9) 「農業生産基盤強化プログラム」
- (別紙 10) 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」
- (別紙 11) 「みどりの食料システム戦略」
- (別紙 12) 「人・農地など関連施策の見直しについて」